

## 公益財団法人日本セーリング連盟評議員候補者選出規則

公益財団法人日本セーリング連盟から、外洋湘南に対して、当該連盟の評議員候補者1名の選出の要請があった場合、以下のとおり選出するものとする。

第1条 公益財団法人日本セーリング連盟の評議員候補者として、外洋湘南の会長を選出する。

第2条 会長が評議員候補者となることができない場合、もしくは、評議員候補者とならない場合は、会長は外洋湘南の会員の中から評議員候補者を推薦し、常任委員会の決議を経て選出するものとする。なお、当該選出について、その後に開催される総会の承認を得なければならないものとする。

### 付則

1 この規則は外洋湘南の常任委員会の承認を得た日から発効し、改定もこれに準ずる。

施行 2004年01月12日

改定 2006年06月01日

改定 2012年05月15日

改定 2017年12月12日

以上